

標準コード新規登録手続について(法人用)

I 日本輸出入者標準コードについて

日本輸出入者標準コード(以下「標準コード」という。)は、わが国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードです。

標準コードは、日本輸出入者標準コード表として広く公開されており、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のほか、官民の情報処理システムにおいて活用され、貿易関係手続の簡易化、迅速化に貢献しています。

登録は、任意の申込制であり、1法人又は1個人事業者は一つの標準コードを取得することができます。その登録内容は、法人名又は個人名と所在地(TEL・FAXを含む。)で、随時の変更登録と3年毎の更新登録によりデータが更新されています。

また、日本輸出入者標準コード表は、CD-ROM版として有償頒布されています。なお、個人事業者の場合、申込者がCD-ROM版に登録事項の全部または一部の掲載を希望しない場合には、当該情報は掲載されません。

II 新規登録申込手続 (この申込書は、OCR読取用になっていますので、必ず枠内に記入して下さい。)

ご記入いただく前に、以下の記載要領及び当協会ホームページをご覧ください、手数料をお支払いのうえ、必要書類を添えて郵送して下さい。

当協会ホームページからも申込手続ができますので、ご利用下さい。

URL : <http://www.jastpro.org/>

O 記載要領

「申込法人名」の「実印」は、法務局に登録した法人の印鑑を押印して下さい。

1 新規登録事項

- ① 「法人名称」英文は、契約書やインボイスに記載される英文名を記入して下さい。
- ② 「所在地」は、原則、登記所在地ですが、登記所在地と異なる事業所を登録したい場合には、当該事業所の所在地を記入して下さい。
- ③ 登録事項を記入のうえ、「印鑑証明書(法務局発行後3ヶ月以内のもの、コピー可)」及び「法人番号指定通知書(国税庁長官発行)又は国税庁法人番号公表サイト(最新情報ページ)、コピー可」を添付してお申込み下さい。
なお、「所在地」を登記所在地と異なる事業所で登録したい場合には、印鑑証明書の余白に、「登録したい事業所の所在地」を記入のうえ、記名・押印して下さい。

2 重要事項

の塗りつぶしが無い場合には、掲載を了解されたものといたします。

3 登録者連絡先

「氏名」には、本手続に関する問い合わせに対応できる方を記入して下さい。

4 登録手数料の支払方法

- ① 新規登録手数料は6,600円(消費税込)です。
- ② 銀行振込(ATMを含む)の場合には、振込んだ際に受け取った振込明細書のコピーを申込書に添付して下さい。インターネットバンキングの場合には、振込明細書に対応する画面をプリントアウトし申込書に添付して下さい。
- ③ 現金の場合には、持参するか又は現金書留にて郵送して下さい。
- ④ 小切手の場合には、東京、横浜地区で振出されたもの以外は、取立手数料が生じますので加算が必要となります。

5 申込代理者

非居住者が税関事務管理人(関税法第95条参照)を代理人として登録する場合には、「日本輸出入者標準コード新規・変更登録申込書(非居住者用)」でお申込み下さい。

III 注意事項

- 1 当協会では受領後、不備がなければ、約10日前後に登録者の住所宛に登録通知書(兼領収書)を郵送します。
- 2 「法人名称」、「所在地」に変更が生じた場合には、変更登録手続をお願いします。
変更登録申込書、その他の様式は、当協会ホームページから印刷できます。
- 3 3年毎に更新登録をお願いしております。
登録更新申込書は更新期限の約3ヶ月前に郵送しており、更新手続が行われないと登録が抹消されますのでご注意願います。
- 4 郵送物が不達とならないように看板の掲出等にご配慮願います。